

2015年5月21日

世界初 70か国の環境民主主義指標(EDI)を発表 日本はアジア地域で第4位、全世界では32位

オーフス条約を日本で実現する NGO ネットワーク
(略称 オーフス・ネット)

5月20日、米国ワシントンにおいて世界で初めて実施された70か国における環境民主主義指標による評価結果が公表され、日本はアジア地域19か国で第4位、全世界70か国では32位となった。情報公開法など情報へのアクセスについての制度は評価されたが、政策決定への市民参加、裁判の利用しやすさの点で、課題があるとされている。

【環境民主主義指標(EDI)とは】

環境民主主義指標(Environmental Democracy Index, EDI)は、環境分野の市民参加原則を促進するために国連環境計画(UNEP)が作成した「バリ・ガイドライン」への適合性を示す指標。参加原則の柱は、①情報へのアクセス権、②意思決定への参画権、③司法アクセス権(訴訟の権利)であり、EDIは、この3つの権利に関する375個の「法律指標」と24個の「実施指標」からなる。アクセス・イニシアティブと世界資源研究所が各国の協力者とともに開発した世界で初めての包括的指標で、国際的な基準を国内法制が満たしているか否かが評価できる。

▼ 実施主体 :

アクセス・イニシアティブ(The Access Initiative, TAI)

1999年に150以上の世界中の市民社会組織をパートナーとして発足した、環境分野における市民参加を推進する世界最大のネットワーク。

世界資源研究所(World Resource Institute, WRI)

世界50か国以上で活動し、地球の環境と開発の問題に関する政策研究と技術的支援を行っている。

▼ 評価項目 : 「法律指標」は、どのような法律上の規定があるかということの評価し、「実施指標」は法律上の規定の有無とはかかわりなく、実施の現状を対象とするものである。

▼ 評価結果 : 環境民主主義指標(EDI)の各国の評価結果は英語、フランス語、スペイン語で次のURLに公表されている。

<http://www.environmentaldemocracyindex.org/>

各指標について、評価の根拠となる法文など詳細な情報も掲載されており、他国との比較を行ったり、ランキングを表示させることも可能。政府や市民団体が他国の先進施策を参考にするために利用できる。

- ▼ **評価方法**：各国の 140 名以上の環境法専門家が評価・検討を行った。日本については、オース・ネット福田健二弁護士、橋高真佐美弁護士が第一次評価を行い、大阪大学大久保規子教授が第二次評価をしたものを、TAI の環境法研究者がさらに評価・検討している。
- ▼ **評価対象時期**：今回は 2014 年時点の評価を行ったもので、今後は 2 年毎に更新される予定である。また、現在の評価は暫定的なものであり、7 月 15 日まで市民から、8 月 30 日まで各国政府からのフィードバックを受け付けている。それらの意見を踏まえ、8 月 30 日以降に見直される可能性がある。

【日本の結果】

① 情報へのアクセス権

情報公開制度が整備されていることから情報アクセスの分野では **3 点満点中 1.96 点**と比較的高得点。

② 意思決定への参画権

環境に関する意思決定や政策策定への市民参加については市民の参加を保障する十分な法的枠組みがないことから **3 点満点中 1.1 点**。

③ 司法アクセス権

司法アクセスについては環境裁判を起こせる人（原告適格）が法律上の利益がある者に限られており、環境問題を解決するために裁判を利用しにくいことから **3 点満点中 1.47 点**。

「実施指標」に比べ「法律指標」の点数が低く、**総合点は 1.51 点**であった。

TAI によれば、日本は、今後、情報公開については事故が起こった際の適時な情報提供を義務づけること、参加については提出された意見への対応を義務付けること、司法アクセスについては原告適格を拡大し、裁判を利用しやすくすることで評価を改善できるとされている。

■ トップ 10 の国々

世界のトップ 10 は、上位からリトアニア、ラトビア、ロシア、アメリカ、南アフリカ、イギリス、ハンガリー、ブルガリア、パナマ、コロンビアである。トップ 10 のうち、5 か国が、市民の環境参加を推進するオース条約の締約国。リトアニアの総合点は 3 点満点中 2.45 点であった。

【オーフス条約とは】

オーフス条約は環境分野の市民参画条約で、正式名称を「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参画、司法へのアクセス条約」という。1998年に、デンマークのオーフス市で採択されたことから、「オーフス条約」と呼ばれている。オーフス条約は、2001年に発効し、2015年5月16日現在、イギリス、フランス等すべてのEU加盟国、旧東欧諸国等、47の国と地域（EU）が批准している。オーフス条約に批准した国は、市民（NGOを含むすべての人々をいう。）が環境を守ることができるように、①情報へのアクセス権、②意思決定への参画権、③司法アクセス権（訴訟の権利）という3つの権利を具体的に保障しなければならない。

■オーフス・ネットについて

団体名：オーフス条約を日本で実現するNGOネットワーク
（略称：オーフス・ネット）

事務局長：中下裕子

所在地：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-21 戸田ビル4階
（特定非営利活動法人「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」気付）

オーフス・ネットは、日本においても、オーフス条約が保障する3つの権利（情報アクセス・市民参画・司法アクセス）を実現することを目指して、2003年10月に設立されたネットワークである。

■本件に関するお問い合わせ先

オーフス・ネット

担当者名：橘高 真佐美(きったか まさみ)

Email：jimukyoku@aarhusjapan.org